

雇用復興推進事業に関するQ A

※ 現時点における考え方を示すものであり、今後内容に変更等を生じる場合があります。

■■ 1 共通部分 ■■

(対象となる失業者)

1-1 雇用復興推進事業の対象となる失業者の範囲如何。

⇒ 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者とする。

(対象となる失業者)

1-2 被災求職者とあるが、これまでの被災失業者との相違は何か。

⇒ 相違はない。

(対象となる失業者)

1-3 被災求職者とあるが、有期の雇用期間満了に備え、在職しながら、求職活動を行う者は含まれるのか。

⇒ 含まれる。

■■ 2 事業復興型雇用創出事業 ■■

(助成対象事業所)

2-1 震災時に被災地域に所在していた事業所が、被災地域外で事業を再開する場合、対象とすることができるか。

⇒ 対象とすることはできない。事業復興型雇用創出事業実施要領2における「被災地域の事業所」とは、被災地域内において事業を実施する被災地域内の事業所のことをいう。

(助成対象事業所)

2-2 震災時には被災地域外で事業をしており、震災後、被災地域において、事業を開始する事業所は、対象とすることができるか。

⇒ 2-1のとおり、事業復興型雇用創出事業実施要領2における「被災地域の事業所」とは、被災地域内において事業を実施する被災地域内の事業所のことをいうため、被災地域内に事業所を設け事業を実施する場合は、対象として差し支えない。

(助成対象事業所)

2-3 助成対象事業所について、営利企業のみならず、NPOや公益法人、任意団体も対象とすることができるか。

⇒ 要件を満たしていれば、対象として差し支えない。

(助成対象事業所)

2-4 平成23年3月11日以前に従業員を解雇していた事業所が労働者を雇用した場合、助成対象事業所とすることはできるか。

⇒ 本事業については、平成23年3月11日以前に従業員を解雇した事業所であっても、助成対象事業所となる。なお、自治体の判断で平成23年3月11日以前に従業員を解雇していないことを助成対象事業所の要件とすることは差し支えない。

(助成対象事業所)

2-5 被災地域外の事業所の閉鎖に伴い従業員を解雇し、被災地域内の事業所で新たに同数の労働者を雇用し事業を再開する場合、助成対象事業所となるか。

⇒ 対象となる。ただし、助成金を受給するため、労働者を解雇又は雇止めし、新たに又は再雇用するといった事態が生じないよう必要な措置を講ずること。

(助成対象事業所)

2-6 平成23年3月11日以降に採択された国の補助金・融資(新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするものに限る。)とは具体的にどのようなものか。

⇒ 別紙1に掲げるものを対象とする。なお、今後追加する可能性がある旨ご留意いただきたい。

(助成対象事業所)

2-7 短時間労働者のみを雇用する事業所を助成対象事業所とすることができるか。

⇒ 地域内の事情を勘案し、自治体において判断していただいて差し支えない。

(助成対象事業所)

2-8 一般の金融機関からの融資や単なる運転資金の融資を受けている事業所の事業について、事業復興型雇用創出事業実施要領2(1)の対象事業と認定することはできるか。

⇒ 一般の金融機関からの融資を受けている事業所の事業については、国又は自治体の融資に該当しないため、事業復興型雇用創出事業実施要領2(1)の対象事業とはならないが、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる場合に、事業復興型雇用創出事業実施要領2(2)の対象事業とすることは差し支えない。

単なる運転資金の融資を受けている事業所の事業については、国又は自治体の融資であっても、事業復興型雇用創出事業実施要領2(1)の対象事業とすることは難しいと考えるが、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる場合に、事業復興型雇用創出事業実施要領2(2)の対象事業とすることは差し支えない。

(助成対象事業所)

2-9 平成23年3月11日以前に国又は自治体の補助金・融資の対象となった事業で、現在もその効果が継続している事業について、事業復興型雇用創出事業実施要領2(1)の対象事業として認定することができるか。

⇒ できない。ただし、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる場合に、事業復興型雇用創出事業実施要領2(2)の対象事業とすることは差し支えない。

(助成対象事業所)

2-10 建設・土木事業などの公共事業を受託した事業所について、公共事業の受託を理由に事業復興型雇用創出事業実施要領2(2)の要件を満たすと判断し、助成対象事業所とすることができるか。

⇒ 「産業政策と一体となった雇用支援」という観点から、最終的には自治体の選定委員会等で判断することとなるが、建設・土木事業などの公共事業の受託はあくまで一時的な雇用を創出するものと考えられるため、安定的な雇用創出を目的とする本事業の趣旨に鑑みると、当該事業の受託の事実のみをもって事業復興型雇用創出事業実施要領2(2)の要件を満たすと判断することは難しいと考える。

(助成対象事業所)

2-11 事業復興型雇用創出事業実施要領2(1)の要件に該当する事業所を優先的に採択するとあるが、年度単位で優先枠などを設ける必要があるのか。

⇒ 一定の申請期間内に申請があった事業所の採択を行う際に、事業復興型雇用創出事業実施要領2(1)の要件に該当する事業所を優先的に採択していただきたい。なお、必ずしも優先枠を設ける必要はないが、自治体の判断で優先枠を設けることは差し支えない。

(助成対象事業所)

2-12 助成対象事業所について、県単の産業施策に東日本大震災からの復興施策に関連する事業である旨が平成25年2月〇日の改正後追加されているが、具体的な判断基準はあるのか。

⇒ 対象となる事業が復興に資する事業である旨を明確化したものであり、具体的な事業がこれに該当するか否かについては、各県で判断していただいて差し支えない。

(助成対象事業所)

2-13 現在リスト化している事業が東日本大震災からの復興施策に関連する事業に該当しないと判断する場合、リストから外さなければならないのか。

⇒ 既にリスト化しているものについては、なお従前の例により取り扱うこととして差し支えない。すなわち、平成24年度補正予算成立以降にリストを追加する場合は、東日本大震災からの復興施策に関連する事業であることが必要であると理解いただきたい。

(助成対象者等)

2-14 事業復興型雇用創出事業実施要領3(1)で、「本事業創設後に雇用されたもの」とあるが、事業創設とは、いつを指すのか。

⇒ 具体的な期日については、各県で設定していただいて差し支えない。ただし、平成23年度第3次補正予算成立日(平成23年11月21日)以降で期日を設定するものとする。

(助成対象者等)

2-15 国又は自治体の補助金・融資の対象となることが決定する以前に雇い入れられた者について、助成対象者とすることができるか。

⇒ 平成23年11月21日以降で各県が設定する事業創設日以降に雇い入れられた者であれば、助成対象者として差し支えない。

(助成対象者等)

2-16 震災の影響で一度離職した労働者を再度雇用した場合、助成金の支給対象とすることができるか。

⇒ 支給対象として差し支えない。ただし、事業復興型雇用創出事業実施要領3(1)のとおり、再雇用者の割合が雇入れ数の8割までの場合に支給対象とする。なお、新たに雇用が必要な者に配慮するため、新規雇用者の割合を可能な限り増やすよう努めること。

また、助成金を受給するため、労働者を解雇又は雇止めし、新たに又は再雇用で雇用

するといった事態が生じないよう必要な措置を講ずること。

(助成対象者等)

2-17 震災以前に離職した労働者を再度雇用した場合、助成金の支給対象とすることができるか。

⇒ 支給対象となる。なお、再雇用とは、雇い入れた日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合をいう。

(助成対象者等)

2-18 震災の影響でA事業所を離職した労働者が一時的にB事業所で就労を行い、その後、A事業所の再開に伴い雇入れがなされた場合、当該労働者はA事業所の再雇用者となるか。

⇒ 再雇用者となる。

(助成対象者等)

2-19 2-16における「必要な措置」とはどのようなものを指すのか。

⇒ 支給申請時において、例えば以下のような措置を講じることが考えられる。

- ・再雇用者については、原則として特定の日（例えば平成23年11月21日）以前に離職した者のみを対象とすること。
- ・解雇が特定の日（例えば平成23年11月21日）以降に行われていないか確認すること。
- ・立地、被害の状況に鑑み、雇入れ数に疑義がある事業所について、別途必要な書類の提出等を求めること

(助成対象者等)

2-20 平成25年3月の新規卒業予定者を助成対象者とすることができるか。

⇒ 差し支えない。

(助成対象者等)

2-21 被災地域外の大学等に通学するために被災地域外に居住している被災地域出身の新規卒業予定者が、平成25年4月から被災地域で就職する場合、事業復興型雇用創出事業の対象とすることができるか。

⇒ 新規卒業予定者の扶養者が被災地域に居住している場合（震災により被災地域外に住

所又は居所を変更している場合を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった場合を除く。)で、当該新規卒業予定者が災害救助法の適用地域内の事業所に就職した場合は、当該新規卒業予定者を被災求職者とみなし、本助成金の助成対象として差し支えない。

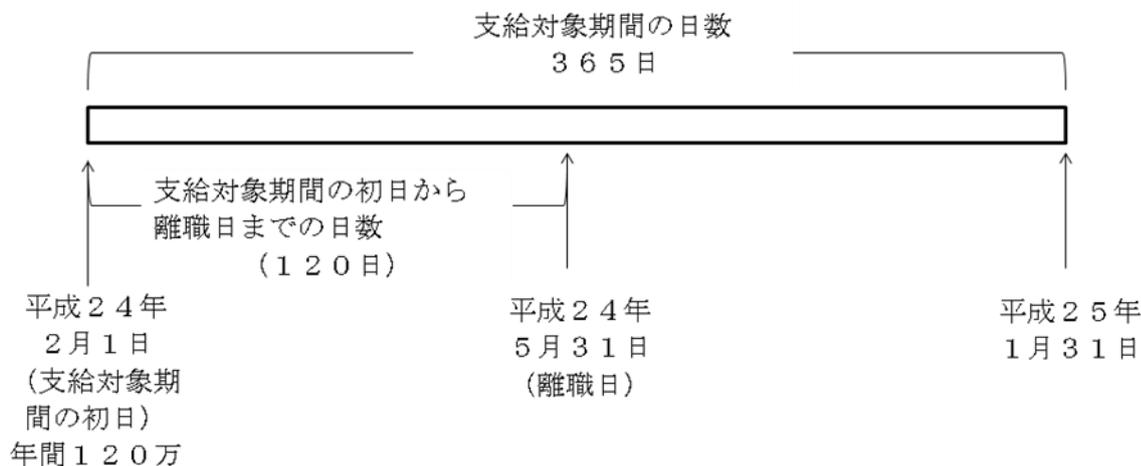
(支給額等)

2-22 労働者が支給対象期間中に離職した場合の、当該支給対象期間に係る助成金の支給額如何。

⇒ 労働者が支給対象期間中に離職した場合、当該支給対象期間中の助成金の支給額は、離職日が属する支給対象期間の支給決定額に、当該支給対象期間の日数に対する支給対象期間の初日から離職日までの期間の日数の割合を乗じた額とする。なお、各県の実情に応じて、「支給対象期間の初日から離職日までの期間」のうち一定の日数を用いて支給額を決定することとしても差し支えない。具体例については以下の例を参照されたい。

また、事業復興型雇用創出事業実施要領 15(2)の規定に基づき概算払いを行った場合、年間の支給額から上記に基づき算定した支給額を減じた額を返還させる等の措置を講ずることとする。

(例1) 平成24年2月1日から1年間の助成金(120万円)の支給決定を行った場合で、対象労働者が平成24年5月31日付けで退職した場合

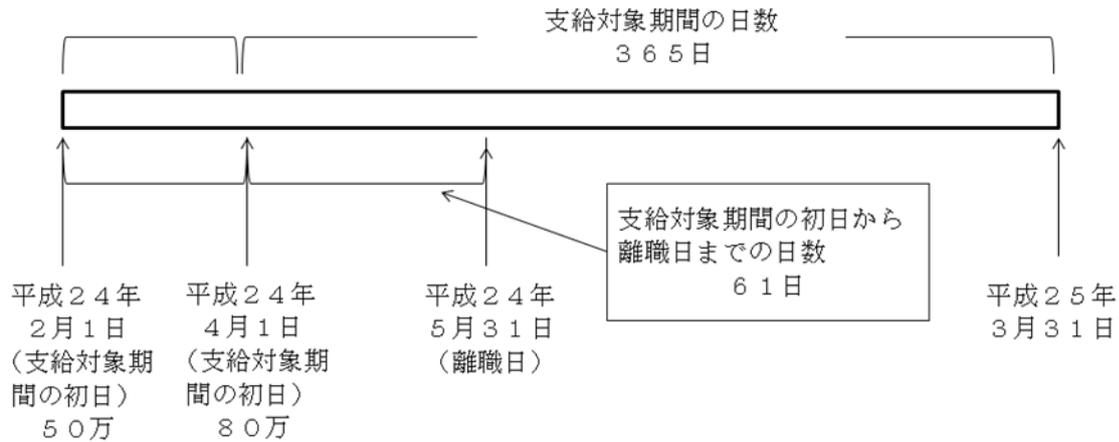


○支給対象期間中の助成金の支給額

- ・ 離職日が属する支給対象期間の支給決定額：120万円
- ・ 支給対象期間の日数：365日
- ・ 支給対象期間の初日から離職日までの期間の日数：120日
- ・ 支給額：120万×120日÷365日≒39.4万円
(※千円未満切り捨て)

(例2) 平成24年2月1日から平成24年3月31日までに50万円、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間に80万円の支給決定を行った場合、対象

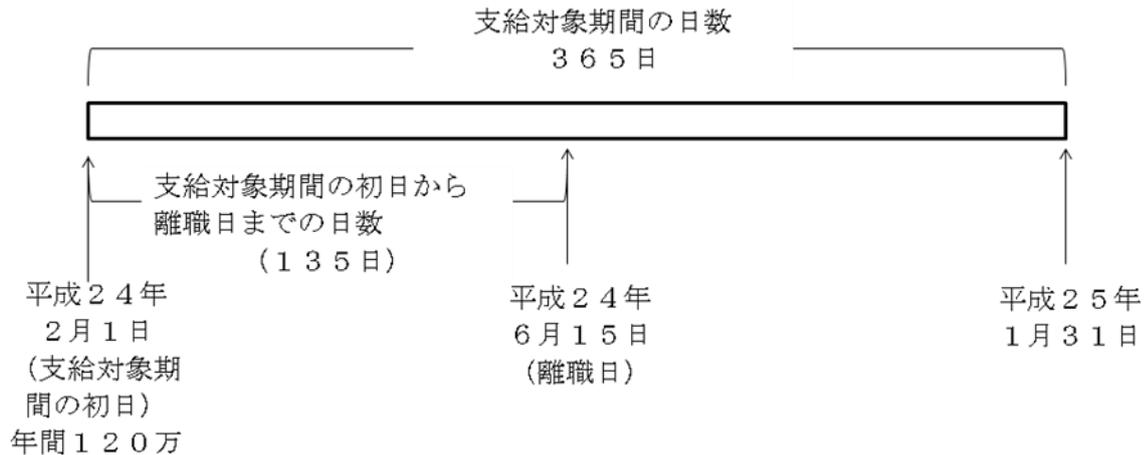
労働者が平成24年5月31日付けで退職した場合



○支給対象期間中の助成金の支給額

- ・離職日が属する支給対象期間の支給決定額：80万円
 - ・支給対象期間の日数：365日
 - ・支給対象期間の初日から離職日までの期間の日数：61日
 - ・支給額： $80万 \times 61日 \div 365日 \approx 13.3万円$
(※千円未満切り捨て)
- (参考) 総支給額：50万円 + 13.3万円 = 63.3万円

(例3) 平成24年2月1日から1年間の助成金(120万円)の支給決定を行い、対象労働者が平成24年6月15日付けで退職した場合で、支給対象期間の初日から離職日までの期間の一定の日数(例：2月1日～5月31日の4ヶ月間(120日))を用いて支給額を決定する場合



○支給対象期間中の助成金の支給額

- ・離職日が属する支給対象期間の支給決定額：120万円
- ・支給対象期間の日数：365日
- ・支給対象期間の初日から離職日までの期間の日数：135日
- ・支給決定額の算定に用いる日数：120日
(※2月1日～5月31日(4ヶ月))
- ・支給額： $120万 \times 120日 \div 365日 \approx 39.4万円$
(※千円未満切り捨て)

(支給額等)

2-23 事業復興型雇用創出事業実施要領4(1)において、各年の支給額は段階的に減らす旨明記されているが、平成24年2月1日に雇用した労働者に対し、平成24年3月31日までを対象に20万円(10万円×2月)の支給決定を行い、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに110万円(10万円×10月+5万円×2月)の支給決定を行うことはできるか。

⇒ 2年目の助成額が1年目より減額されているため差し支えない。

(支給額等)

2-24 労働者が支給対象期間中に離職し、新たに労働者の補充を行った場合、離職した労働者に係る助成金を継続して支払うことができるか。

⇒ 労働者が自己都合により離職した場合、離職した労働者の残りの支給対象期間や当初の支給予定額の範囲内で、新たに補充した労働者に係る助成金の支払いを継続することを可能とするが、有期雇用で契約が更新されなかった場合や、事業主都合による解雇が行われた場合、新たに補充した労働者に係る助成金を支払うことは認められない。

(支給額等)

2-25 支給対象期間中に新たに労働者を補充した場合の支給額の取扱い如何。

⇒ 補充までに要した期間の支給額については、総支給額から減額することとする。具体的には、離職した労働者に係る年間の支給額に、支給対象期間の日数に対する離職した労働者の離職日の翌日から補充労働者の雇用開始日の前日までの期間の日数の割合を乗じた額を総支給額から減額する。

(支給額等)

2-26 支給対象期間中に新規雇用した労働者が自己都合により離職し、再雇用者の割合が雇入れ数の8割を上回った場合の取扱い如何。

⇒ 補充者を雇い入れること等により、新規雇用した労働者の離職日の翌日から起算して1ヶ月以内に再雇用者の割合を雇入れ数の8割以下とした場合は、再雇用者の割合が8割を上回っていた期間も含め、引き続き雇用されていた者については、助成金を支給することとして差し支えない。

1ヶ月以内に補充者の雇入れ等を行うことができず、新規雇用した労働者の離職日の翌日から起算して1ヶ月を経過しても再雇用者の割合が雇入れ数の8割を上回っていた場合については、1ヶ月を経過した日の翌日から新規雇用等で再雇用者の割合が雇入れ数の8割以下となる日までの間、再雇用者の割合が8割を上回らない範囲内の労働者

についてのみ助成金を支給することができる。

例えば、新規雇用者を2名、再雇用者を8名雇い入れ、10名分の助成金を支給していた事業所において、新規雇用者が1名自己都合により離職し、再雇用者の割合が8割を上回った（新規雇用者1、再雇用者8）場合、

- ① 新規雇用者の離職日から1ヶ月以内に新規雇用者を雇い入れ、再び再雇用者の割合が8割以下（新規雇用者2、再雇用者8）となった場合、再雇用者の割合が8割を上回った期間は、引き続き雇用されている者の助成金（9人分）を支給し、新規雇用者を雇い入れた日以降は、10人分の助成金を支給する。
- ② 新規雇用者の離職日から1ヶ月を経過しても新規雇用者が雇い入れられず、再雇用者の割合が8割以下とならない場合、離職日から1ヶ月を経過する日までの間は、引き続き雇用されている者の助成金（9人分）を支給し、1ヶ月を経過した日の翌日から再び再雇用者の割合が8割以下となる日までの間は、要件を満たす範囲の5人分（新規雇用者1、再雇用者4）の助成金を支給する。

（支給額等）

2-27 事業主が事業主都合による労働者の解雇を行い、その翌日以降、新たに別部門で別の労働者を雇用した場合、当該労働者に係る助成金を支給することはできるか。

⇒ 事業主都合による解雇を行った場合、解雇日の翌日以降、解雇した人数分の労働者に係る助成金を支給することはできない。具体的には、事業主都合により1名労働者を解雇し、その翌日以降に新たに2名の労働者を雇用した場合、1名分の労働者に係る助成金は支給することはできない。

（支給額等）

2-28 事業復興型雇用創出事業実施要領4（1）において「2（2）に該当する場合、再雇用者の支給額は減額する」とあるが、どの程度減額すればよいのか。

⇒ 各県の実情を踏まえ決定していただきたい。

（支給対象期間）

2-29 雇い入れた労働者に係る助成金の支給対象期間の起算日についての考え方如何。雇い入れた日ではなく、雇い入れた日以降の特定の日を当該労働者に係る起算日とすることはできるか。

⇒ 可能である。地域内の事情を勘案し、自治体において雇い入れた日以降の特定の日を起算日としても差し支えない。

（支給対象期間）

2-30 事業復興型雇用創出事業実施要領5において「平成25年度末までに事業を開始する」とあるが、実際の雇用が平成26年度以降になる場合でも、平成25年度中に国又は自治体の補助金・融資の交付決定がされていれば、事業復興型雇用創出助成金の支給対象とすることはできるか。

⇒ 「平成25年度末までに事業を開始する」とは、平成25年度末までに、事業の開始に向けた建物の建設工事に着手している場合や、国又は自治体の補助金・融資の対象となることが決定している場合等、事業の確実な開始が見込まれる場合も含まれることとする。従って、必ずしも平成25年度中の雇入れが求められるものではないが、遅くとも、平成26年度の早期に確実に雇入れがなされることが必要である。

(支給対象期間)

2-31 事業復興型雇用創出事業実施要領5における「最大3年間の支援」の趣旨如何。採用時期が異なる労働者ごとに3年間助成金の支給を行い、結果として1事業所に対して3年を超える支援を行うことは可能か。

⇒ 可能である。本助成金は労働者ごとに最大3年間の支援を行う助成金であるため、結果として、1事業所に対して3年を超える支援を行うことができることとなるが、その場合であっても、支援期間に上限を設けるなど、1事業所に対する支援期間が過度に長期間にわたることがないように配慮すること。

(その他)

2-32 事業復興型雇用創出事業実施要領15(2)において、雇入れの事実が確認された後の支払方法について記載されているが、雇入れの事実を確認する前に、雇用計画等の提出をもって助成金の支給決定を行い、年度末等に精算することができるか。

⇒ できない。支給決定については、あくまで雇入れの事実を確認した後に行うこととする。

(その他)

2-33 事業復興型雇用創出事業実施要領15(2)に基づき概算払いをした場合、1年ごとに精算することが求められているが、雇用開始を起算とした1年ごとの精算ではなく、年度ごとの交付額を各年の月割単価の足し上げにより設定した上で交付決定し、最終年度を除き、年度ごとの年度末時点(3月31日)ごとに精算することができるか。

⇒ 差し支えない。

(その他)

2-34 事業復興型雇用創出事業実施要領15(2)において「不正受給が生じないよう

適切な対応を行う」こととあるが、具体的にはどのようなものか。

⇒ 例えば、

- ・年1回立入検査を行い、事業所に対して労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の提出を求めること、
- ・不正受給を行った場合に事業所の名称等を公表することを申請書に記載するなど事前に周知しておくこと

などが考えられる。

(その他)

2-35 事業復興型雇用創出事業助成金の助成対象者となる労働者を雇用する場合、ハローワークの紹介を要件とするのか。

⇒ 要件とはしないが、可能な限り広く求人が募集されるよう配慮すること。なお、事業復興型雇用創出事業を含む雇用復興推進事業は、関係機関の連携の下で実施する「被災地雇用復興総合プログラム」の一環として実施するものであることから、ハローワークに求人提出するよう勧奨すること。

(その他)

2-36 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業のみを実施している県において、平成25年度以降新たに事業復興型雇用創出事業を実施することは可能か。

⇒ 差し支えない。

(その他)

2-37 平成24年度に生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業として使用予定であった予算の執行残を平成25年度の事業復興型雇用創出事業で使うことは可能か。

⇒ 差し支えない。

(併給調整)

2-38 緊急雇用創出事業実施要領第4の13における「事業復興型雇用創出事業の対象となる事業主に対する当該事業による助成金の支給事由と同一の理由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して次実施するものを含む。）」とは何か。

⇒ 下記の助成金等を指す。なお、自治体は事業復興型雇用創出助成金を支給する事業主に対し、支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる下記の助成金等との併給はできない点について注意を促すとともに、支給申請書に国の補助金等の申請の有無及び名称を確認する欄を設ける等、必要な措置を講ずること。

- 雇用調整助成金
 - － 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金
- 定年引上げ等奨励金
 - － 高年齢者労働移動受入企業助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
 - － 特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金
- 地域雇用開発助成金
 - － 地域再生中小企業創業助成金
- 通年雇用奨励金
- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- 若年者等正規雇用化特別奨励金
- 正規雇用奨励金
- 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- 既卒者育成支援奨励金
- 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金
- 障害者雇用促進助成金
 - － 発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金
- 建設業離職者雇用開発助成金
- 受給資格者創業支援助成金（職業訓練・雇用管理等に係る費用及び労働者を雇い入れた場合の助成額のみ）
- 人材確保等支援助成金
 - － 中小企業基盤人材確保助成金、建設教育訓練助成金、建設雇用改善推進助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
 - － 障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金（指導員の配置助成金、住宅手当の支払助成金、通勤用バス運転従事者の委嘱助成金、通勤援助者の委嘱助成金のみ）、障害者能力開発助成金（第1種を除く）
- キャリア形成促進助成金
 - － 訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金
- 広域団体認定訓練助成金
- 成長分野等人材育成支援事業
- 農漁業者雇用支援事業
- 若年者人材育成・定着支援奨励金

（併給調整）

2-39 平成23年度にふるさと雇用再生特別基金事業を実施していた事業所が平成24年度以降に事業復興型雇用創出事業の対象事業所となった場合、ふるさと雇用再生特別基金事業の一時金と事業復興型雇用創出助成金を併給することができるか。

⇒ 平成24年3月までふるさと基金事業で雇用されていた者が、平成24年4月から引き続き同一事業所で雇用される場合には、事業復興型雇用創出助成金の支給対象とはならない。なお、一時金の支給対象とはなる。

(その他)

2-40 支給額の計算等の事務負担を軽減させるため、臨時職員を雇用することができるか。また、申請書の記載方法の問い合わせのためのコールセンター機能や、形式的な審査の手続を外注することはできるか。

⇒ 可能とする。なお、要した経費については、様式第4号別紙7の「周知・広報及び管理運営等に要した経費」に計上すること。また、緊急雇用創出事業実施要領第14の規定のとおり、50万円以上の財産の取得は認められないのでご留意いただきたい。

■■ 3 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業 ■■

(委託事業所)

3-1 被災地域外の事業所に被災求職者を雇用する事業を委託して実施することはできるか。

⇒ 実施できない。被災地域の本格的な雇用復興を図ることを目的とするため、実施主体はあくまで被災地域内の事業所とする。

(委託事業)

3-2 被災地外に本社があり、被災地内に支店を持つ事業所について、事業実施や雇用は被災地内の支店であるが、委託契約は本社と締結する必要がある場合、当該事業所を対象とすることは可能か。

⇒ 被災地内で事業実施が行われ、雇用も創出される場合については、本事業の対象とすることは差し支えない。

(対象となる労働者)

3-3 過去に基金事業に従事した経験のある労働者を本事業で雇用することはできるか。

⇒ 雇用して差し支えない。本事業は、被災求職者の安定的な雇用機会を創出すること等を目的としているため、本事業における雇用期間と過去に基金事業に従事した期間との通算は行わないこととする。

(対象となる労働者)

3-4 平成24年3月末までふるさと雇用再生特別基金事業を実施していた事業所が、平成24年4月から生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を実施することになった場合、ふるさと雇用再生特別基金事業に従事していた労働者を被災求職者として雇い入れることができるか。

⇒ 雇用して差し支えない。ただし、この場合、ふるさと雇用再生特別基金事業に係る一時金の支給対象とはならない。また、事業終了までに正規労働者として引き続き雇用されることが決まっている者については、被災求職者として雇い入れることはできない。

(対象となる労働者)

3-5 若者・高齢者・障害者とは、具体的にどのような定義なのか。

⇒ 「若者」は40歳未満、「高齢者」とは60歳以上、「障害者」とは身体障害、知的障害、精神障害があつて手帳等を保持している者とする。

(対象となる労働者)

3-6 若者・女性・高齢者・障害者を必ず雇用しなければならないのか。

⇒ 本事業は、地域で若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる雇用機会を創出することを目的として、高齢者から若者への技能伝承、女性、障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面のモデル性がある事業を実施することとしている。このような事業の実施のためにこれらの者が雇用されないことは通常想定されず、これらの者の雇用が必要になるものと考えている。

(対象となる労働者)

3-7 緊急雇用創出事業実施要領第5の1(1)④エ(イ)「若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか。」とあるが、多数とはどの程度を想定しているのか。また、新規雇用する労働者が1名となる事業を実施することは可能か。

⇒ 多数雇用はあくまで雇用面でのモデル性を判断するための基準の一つであり、そのみをもって事業の実施の可否が決定されるものではないことから、具体的な基準は設けていない。雇用面でのモデル性については、緊急雇用創出事業実施要領第5の1(1)④エ(ア)～(ウ)を目安として、自治体において総合的に判断していただいて差し支えない。

なお、上記の理由により、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立が期待される事業であれば、新規雇用する労働者数が1名となる事業についても実施することは可能である。

(対象となる労働者)

3-8 新規雇用する労働者の雇用期間については、1年以上とし、更新できるものとしているが、年度を跨いで雇用期間の要件を満たす場合（例えば、平成24年12月から雇用を開始し、平成25年3月末で更新し、平成25年11月までを通算して1年間の雇用期間として設定。）についても、対象者としてよいか。

⇒ 設問にあるように平成24年度の雇用期間としては4ヶ月となるが、平成25年11月までを通算して1年間の雇用期間として設定している場合については、緊急雇用創出事業実施要領で定める雇用期間の要件を満たすものであり、事業の対象とする。

なお、委託契約については、会計年度の原則に則り、原則として、単年度で契約されるべきものと思料する。

(経費の取扱い)

3-9 周知・広報及び管理運営等に要する経費を活用し、事業のコーディネートを行う者を配置する場合、当該者と雇用契約を締結しなければならないのか。

⇒ コーディネートを行う者については、新規雇用失業者の要件とは異なるため、各自治体の財務規則等に基づき、適切な方法で配置いただきたい。

(財産の取得制限)

3-10 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業において購入が認められているユニバーサルデザインの備品とはどのようなものか。

⇒ 高齢であることや障害の有無に関わらず、全ての人が快適に利用できるよう配慮された製品等をいう。なお、50万円以上100万円未満の備品を取得した場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に基づき、処分又は譲渡の際に大臣の承認が必要となることから、必ず厚生労働省へ連絡すること。

なお、事業終了後の承認手続については、別途示すものとする。

(参照条文)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(抄)

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(抄)

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物

四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの

五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

補助金等適正化法第22条の規定に基づく同法施行令第13条第4項により各省各庁の長が定める機会及び重要な器具の範囲について(昭和46年5月12日 蔵計第1618号)

補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び器具とする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価500千円未満の機械及び器具であつて補助金等の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるものは、この限りではない。

(財産の取扱い)

3-1-1 委託事業を実施する上で、必要な機器や物品等を購入した場合、基金事業終了後も継続して事業を実施する場合、委託契約期間終了後も購入した機器や備品等を引き続き使用したいが、可能か。

⇒ 委託事業を実施する上で、必要な機器や物品等(以下「機器等」という。)の購入については、50万円(ユニバーサルデザインのものについては100万円)を超えるものは認めない取扱いとし、原則としてリースあるいはレンタルでの対応としているところである。ここで、委託事業で使用する機器等がリースによる方法が採られておらず、引き続き使用するためには購入する以外の方法がないと認められる場合については、当該機器等を購入することを可能な取扱いとする。

また、購入した機器等について、委託先が委託事業終了後、事業により取得した財産として引き続き使用することを希望する場合は、委託事業と同様の目的で使用されることが見込まれる場合に限り、委託先が都道府県と協議した上で、各都道府県の財産管理規定等に基づき、残存価格による買取りや譲渡等を行うことが可能であると考えられる。

(収入)

3-1-2 事業終了後に都道府県において収入が生じた場合の取扱い如何。

⇒ 委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じるものとする。

(収入)

3-1-3 収入については、どこまで返還する必要があるのか。

⇒ 委託契約期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

(収入)

3-14 例えば、委託先が従来から自前財源の事業(以下「本来事業」という。)として地域の農産物を活用した新商品の開発及び商品販売を行っており、同一期間中に、基金事業としてその新商品の販路開拓を行うための人員配置のみを基金事業で実施した場合、委託契約終了後において、本来事業として実施した商品販売による収入の返還は必要か。

- ⇒ ① 設問にあるように販路開拓のための人員配置のみを基金事業として実施する場合、事業費のほとんどは人件費に充てられることとなり、当該基金事業自体から直接的に収入は生じないと考えられること
- ② 委託先の自前財源において原材料費等を措置し、開発された商品を本来事業として販売している場合、そのことにより発生した収入は、委託事業により発生したものと判断されないこと等により返還は不要であると考えられる。

(収入)

3-15 委託契約期間終了後、基金事業によらずに受託者の自助努力により、事業継続及び雇用継続の要件を満たす場合、委託費により発生した収入の返還を要しないこととしているが、どのような手続が必要か。

- ⇒ 委託契約期間終了後にも雇用が継続されることを支援するため、委託契約期間終了後においても受託者が自助努力により引き続き事業を継続し、委託契約期間終了日時点で当該基金事業に従事している失業者のうち1/2以上の者(※)を継続して雇用する場合、委託費により発生した収入の返還を要しないこととする。当該取扱いについて、具体的には別紙1「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業収入等報告書」により委託元となる都道府県又は市町村に対し、委託事業の精算以前に、報告を行うこととする。

なお、上記要件に合致しない場合等、各年度における委託事業により生じた収入の取扱については、3-12及び3-13に準じて取り扱うものとする。

(※小数点以下は切り捨て。ただし、委託契約期間終了日時点で雇入れ失業者が1名の場合には、1名の失業者を雇い入れることを必要とする。)

(収入)

3-16 受託者の自助努力により事業を継続した場合は、収入返還を不要としているが、ここでいう「受託者の自助努力」とはどのような意味か。

- ⇒ 「受託者の自助努力により事業を継続」で意味する「自助努力」は、基金で措置している委託費による事業実施ではなく、企業努力により事業資金を別途確保し、事業運営を継続することを指している。

(収入)

3-17 3-15の返還を要しないこととする要件の一つである委託事業に係る契約期間終了時点において「受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その1/2以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること」とは、具体的にどのような場合を指すのか。

⇒ 委託契約期間終了日同日までの間に当該労働者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、若しくは通知し、委託契約期間終了日の翌日以降も継続して雇用される場合を指す。

(雇い入れた労働者に対する研修)

3-18 雇い入れた労働者を対象とした教育訓練経費の取扱いについての考え方は。

⇒ 委託事業終了後における事業の自立、安定的・継続的な雇用のために事業実施中から行う教育訓練に係る教育訓練経費については、人件費（事業費に占める人件費割合について定め（＝新規雇用の失業者の人件費割合は委託費の1/2以上）のある部分）としては算定せず、実施事業の事業費の範囲において取り扱うことができるものとする。

自治体は、事業計画の策定に当たって、事業費として当該教育訓練経費を含めることができるものとし、各委託事業の雇用期間の総労働時間数の1/2の範囲の時間内で実施する教育訓練に係る経費を認めることとする。具体的には、OFF-JTに関する経費（受講料等の実費部分等）を対象とする。

(併給調整)

3-19 緊急雇用創出事業実施要領第4の13において「委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由（中略）と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできない」旨が記載されているが、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を行う事業主が併給できない各種助成金とは何か。

⇒ 下記の助成金等を指す。なお、自治体は、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を行う事業主に対して、委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる下記の助成金等との併給はできない点についての注意を促すこととする。

○ 雇用調整助成金

－ 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金

○ 定年引き上げ等奨励金

－ 高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者労働移動受入企業助成金

○ 特定求職者雇用開発助成金

－ 特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金

○ 地域雇用開発助成金

－ 地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金

○ 通年雇用奨励金

- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- 若年者等正規雇用化特別奨励金
- 正規雇用奨励金
- 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- 既卒者育成支援奨励金
- 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金
- 障害者雇用促進助成金
 - － 発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、障害者初回雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金
- 建設業離職者雇用開発助成金
- 受給資格者創業支援助成金
- 人材確保等支援助成金
 - － 中小企業基盤人材確保助成金、介護労働環境向上奨励金、建設教育訓練助成金、建設雇用改善推進助成金
- 両立支援助成金
 - － 事業所内保育施設設置・運営等助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
 - － 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、障害者能力開発助成金
- キャリア形成促進助成金
 - － 訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金
- 広域団体認定訓練助成金
- 成長分野等人材育成支援事業
- 農漁業者雇用支援事業
- 認定職業訓練実施奨励金
- 若年者人材育成・定着支援奨励金